第二十号の四様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百二　掲載］

第二十号の五様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第十一条の六関係）

［様式　略］

第20号の５様式記載要領

１　この明細書は、法附則第８条の２の２第４項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）附則第８条の２の２第７項若しくは第９項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の市町村長に、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付して提出すること。

　また、上記の規定の適用を受ける法人にあっては、寄附金を受けた法附則第８条の２の２第１項又は令和２年旧法附則第８条の２の２第１項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第１項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

［２・３　略］

４　「按分後の特定寄附金の額㈡」の欄は、「計②」の欄の金額を「従業者の数㈠」の「合計④」の欄の数値で除して１人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該１人当たりの特定寄附金の額に「従業者の数㈠」の「本市町村分③」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、１人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に１を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

第二十二号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第22号の２様式記載要領

［１・２　略］

３　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第321条の８第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第13条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第13条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。

４　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（令和２年改正法附則第13条第４項若しくは第５項において準用する法第321条の８第３項若しくは令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第26項又は令和

［新設］

第二十号の五様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第十一条の六関係）

［様式　同上］

第20号の５様式記載要領

１　この明細書は、法附則第８条の２の２第７項又は第９項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在の市町村長に、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付すること。

　また、上記の規定の適用を受ける法人にあっては、寄附金を受けた法附則第８条の２の２第１項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第１項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

［２・３　同左］

４　「按分後の特定寄附金の額㈡」の欄は、「計②」の金額を「従業者の数㈠」の「合計④」の欄の数値で除して１人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該１人当たりの特定寄附金の額に「従業者の数㈠」の「本市町村分③」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、１人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に１を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

第二十二号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同上］

第22号の２様式記載要領

［１・２　同左］

［新設］

３　連結法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表１の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。